第七条の八第三項において準用する場合を含む。）、第七条の五第一項第一号、第七条の六第一項第一号及び第二項ただし書、第七条の八第一項、第二項、第四項及び第五項、第七条の九第三号、第八条の六、第八条の七並びに第九条第二項の規定並びに経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）第二条第一号、第三条第一項及び第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第二号中「又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」を「、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に、「をいう。以下」を「又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定をいう。以下」に改める。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第二条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二に次の一号を加える。

十七　経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「欧州連合協定」という。）第十条の四第三項中「第七条の六第一項第一号及び第二項ただし書並びに同条第五項」を「第七条の六第五項」に、「第七条の六第一項又は第二項」を「第七条の六第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「環太平洋包括的及び先進的協定の」を「次に掲げる経済連携協定の」に、「環太平洋包括的及び先進的協定が」を「それぞれ当該経済連携協定が」に改め、同項に次の各号を加える。

一　環太平洋包括的及び先進的協定

二　欧州連合協定

第十条の四中第二項を第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　法第七条の六第一項第一号に規定する政令で定める日は、同項に規定する豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

一　環太平洋包括的及び先進的協定

二　欧州連合協定

5　法第七条の六第二項ただし書に規定する政令で定める日は、同項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

一　環太平洋包括的及び先進的協定

二　欧州連合協定

第十条の四第一項中「第七条の三第一項ただし書及び同条第六項」を「第七条の三第六項」に改め、「（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七条の三第一項ただし書に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

一　環太平洋包括的及び先進的協定

二　欧州連合協定

第十四条第一項中「この項、第四項及び第五項」を「この条」に改め、同条第二項中「同項に規定する各年ごと」を「同項ただし書に規定する各年」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、同条第一項ただし書の経済連携協定の我が国以外の締約国に当該締約国を原産地とする同表に掲げる物品について当該数量により難い特別の事情がある国又は地域を含む場合には、同表に掲げる物品の統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同条第四項ただし書に規定する各年の数量とする。

第十六条中「輸入割当ての実績その他の事項を勘案して」を削る。

第十八条第二項中「は、」の下に「同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の」を加え、「（次項において「統計計上数量」という。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項第一号の経済連携協定の我が国以外の締約国に当該締約国を原産地とする同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉について当該数量により難い特別の事情がある国又は地域を含む場合には、同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の貿易統計に計上される数量（以下この項及び次項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。

第十八条第三項中「第十条の四第二項」を「第十条の四第三項」に改める。

第十九条第二項中「、貿易統計に計上される」を「、同条第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等の貿易統計に計上された月ごとの」に、「及び第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これ」を「において同じ。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第一項第一号の経済連携協定の我が国以外の締約国に当該締約国を原産地とする同項又は同条第二項に規定する生きている豚又は豚肉等についてこれらの数量により難い特別の事情がある国又は地域を含む場合には、同条第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等の貿易統計に計上される数量（以下この項及び第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量又は統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した数量とする。

第十九条第四項中「第十条の四第三項」を「第十条の四第四項及び第五項」に改める。

第十九条の二ただし書中「別表第一の三十六の項」を「以下この条並びに別表第一の三十六の項及び四十三の項」に、「限る」を「限るものとし、欧州連合協定の効力発生の日の属する年度（以下「欧州連合協定発効年度」という。）の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の三十八の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格が基準価格以上のものに限る」に改める。

第十九条の四中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「欧州連合協定適用牛肉」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間について準用する。この場合において、第一項第一号中「合計輸入数量」とあるのは「別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この項及び次項第四号において「欧州連合協定適用牛肉」という。）の輸入数量」と、同項第二号及び第三号中「合計輸入数量」とあるのは「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と、前項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「欧州連合協定発効年度」と、同項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と読み替えるものとする。

第十九条の四に次の一項を加える。

5　前項の規定は、別表第一の四十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（第十九条の七第三号において「欧州連合協定適用ホエイ」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間について準用する。

第十九条の六に次の一号を加える。

三　欧州連合協定　欧州連合協定に定められた税率

第十九条の七に次の一号を加える。

三　欧州連合協定　欧州連合協定適用牛肉又は欧州連合協定適用ホエイであつて、農林水産大臣が欧州連合協定の規定に基づき欧州連合協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの